

研修支援概要

1 自己啓発支援

(1) 県職員・市町村等職員共通

自己啓発は人材育成の基本であり、キャリア開発やスキルアップのため絶えず学び、成長し続ける姿勢が求められています。職員人材開発センターでは、職員の学ぶ意欲を尊重し、通信教育等を活用した自己研鑽を行う職員を支援しています。

ア 通信教育

- (ア) 対象者 県及び市町村等全職員
- (イ) 対象講座 職員人材開発センターのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/jichiken/>)のエクセルファイルに掲載する研修
- (ウ) 実施時期 受講申込書の提出は毎月15日締め切り。(提出期限までに郵送してください。)
受講申し込みの翌月1日開講
- (エ) 申込方法 申込みは、各自通信教育実施機関に郵送してください。
なお、受講申込書には、「申込番号」の記載が必要です。「申込番号」付与は次の手順でお願いします。
- a[県の庁内LANが利用できる方]**
- (a) 令和2年度研修データベースで「申込番号」の付与申請を行う。
 - (b) 職員人材開発センターが「申込番号」を付与する。
 - (c) 指定様式「受講申込書」に必要事項を記入して、通信教育実施機関に郵送し申し込む。
- b[県の庁内LANが利用できない方]**
- (a) 所属、市町村等研修担当課でとりまとめて職員人材開発センターに申請する。
 - (b) 職員人材開発センターが「申込番号」を付与する。
 - (c) 指定様式「受講申込書」に必要事項を記入して、各自通信教育実施機関に郵送し、申し込む。
- (オ) 特記事項 受講申込に使用する指定様式「受講申込書」は、「申込番号」付与時に送付します。「申込番号」は1人1講座ごとに付与します。複数の講座を受講される場合は、申込みをされる講座ごとに「申込番号」の付与を依頼してください。なお、「申込番号」の記載のない受講申込書は通信教育実施機関にて受付できません。
- (カ) 受講料 受講料は自己負担です。自己負担額は、職員人材開発センターのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/jichiken/>)に掲載された各通信教育実施機関のエクセルファイルの特別受講料欄を御覧ください。

| 通信教育実施機関 | 送付先住所 | 電話番号 |
|--------------------|---|--------------|
| 産業能率大学 中国事業センター | 〒732-0827 広島市南区稲荷町2-16 広島稲荷町第一生命ビル4F | 082-261-2411 |
| 日本通信教育学園 | 〒107-0062 東京都港区南青山2-11-17 | 03-3746-4021 |
| アルク | 〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-6-3御堂筋MTRビル12F | 06-6204-4567 |
| 国際文化カレッジ | 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-2-38 | 03-3360-1223 |

その他 産前・産後休暇及び育児休業を取得している県職員(手話講座に関する講座の受講に当たっては、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。)には、助成制度がありますので、次頁(2)を参照してください。

イ 放送大学

- (ア) 対象者 県及び市町村等全職員
- (イ) 内容 自宅のテレビやラジオで授業を行い、幅広い分野の科目を学べる大学です。教養学部では、4年以上在籍して学位を取得することから、個人の都合に合わせて、1科目だけでも学ぶことが可能です。
- (ウ) 開講時期 1学期 4月～9月(募集時期 12月)
2学期 10月～3月(募集時期 7月)
- (エ) 学生募集要項入手方法
放送大学鳥取学習センターに連絡し、直接入手してください。
〒680-0845 鳥取市富安2-138-4(鳥取市駅南庁舎5階)
TEL 0857-37-2351 e-mail newtottori@ouj.ac.jp
- (オ) その他 学習のサポートを受けるために、鳥取市役所駅南庁舎にある「鳥取学習センター」を活用できます。
産前・産後休暇及び育児休業を取得している県職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く)には、助成制度がありますので、次の(2)を参照してください。

(2)【県職員のみ】助成制度

職員人材開発センターでは、県の職員が行う通信教育講座や放送大学等の自己啓発活動に対して助成を行っています。助成手続きについては、「自己啓発活動に対する助成要領」に定めています。

詳細については、「令和2年度研修データベース」を御確認いただくか、職員人材開発センターへお問い合わせください。

| 助成対象活動 | 通信教育講座の受講 | 放送大学の履修 | 英語検定・手話検定等の受験 | 手話奉仕員、手話通訳者養成研修の受講 |
|------------------------|---|-------------------------------|--|---|
| 助成対象者 | 産前産後休暇、又は育児休業を取得している鳥取県職員(手話に関する通信講座は、産前産後休暇、又は育児休業を取得している会計年度任用職員等を含む。)*1 | | 鳥取県職員(手話検定は、会計年度任用職員等を含む。)*1 | 鳥取県職員(会計年度任用職員等を含む。)*1 |
| 助成対象活動の範囲 | 手話に関する通信講座で、職員人材開発センター所長(以降「所長」)が認める講座 個人で任意に受講する講座で、職員の能力開発・向上に資すると特に所長が認める講座*2 | 教養学部及び大学院で開講されている放送授業・面接授業の科目 | 別記(次頁)のとおり | 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会が実施している手話奉仕員、手話通訳者養成に係る研修 |
| 助成対象経費 | 受講料 | 授業料*3 | 検定料又は受験料 | 受講料・研修指定テキスト代 |
| 助成額*4 (単年度一人当たり限度額) | 助成対象経費の次に定める率以内の額 手話に関する通信講座 10/10(4.5万円) 手話に関する通信講座以外 1/2(2万円) | 助成対象経費の1/2以内の額 (2万円) | 助成対象経費の次に定める率以内の額 手話検定 10/10 (2万円) 手話検定以外*5 1/2(1万円) | 助成対象経費の10/10以内の額 (1万円) |
| 助成金支給要件*6 | 合格点を得て講座を修了したものの | 履修科目の単位を取得したものの | 検定試験を受験したものの | 講座を修了したものの |
| 助成手続 | 「申込番号」の付与申請と同時に自己啓発活動計画書の提出が必要です。(受講目的及び講座の内容によっては、助成しない場合があります。) | 学期開始日までに自己啓発活動計画書の提出が必要です。 | 検定試験日までに自己啓発活動計画書の提出が必要です。 | 最初の研修を受講する日までに自己啓発活動計画書の提出が必要です。 |

(別記) 英語検定・手話検定等の助成対象範囲

| 対象活動 | 試験区分 |
|---------------------|------------------------------------|
| 行政事務関係 | |
| 日商簿記検定 | 1級及び2級 |
| 簿記能力検定試験 | 上級及び1級 |
| 情報処理関係 | |
| 情報検定 | |
| 情報活用試験 | 1級 |
| 情報システム試験 | 基本スキル プログラミングスキル システムデザインスキル |
| 情報デザイン試験 | 上級 |
| 情報処理技術者試験 | |
| 基本情報技術者試験 | |
| 応用情報技術者試験 | |
| ITストラテジスト試験 | |
| システムアーキテクト試験 | |
| プロジェクトマネージャ試験 | |
| ネットワークスペシャリスト試験 | |
| データベーススペシャリスト試験 | |
| エンベデッドシステムスペシャリスト試験 | |
| ITサービスマネージャ試験 | |
| システム監査技術者試験 | |
| 語学関係 | |
| TOEIC | |
| 実用英語技能検定 | 1級及び準1級 |
| 全国手話検定 | 1～5級 |
| 手話技能検定 | 1～7級 |
| 中国語検定 | 1級、準1級及び2級 |
| ハングル能力検定 | 1級、2級及び準2級 |
| ロシア語能力検定 | 1級及び2級 |
| その他 | |
| 自治体法務検定 | |
| ほめ達検定 | 1級及び2級 |

- *1 鳥取県職員とは、特別職並びに一般職の職員のうち警察本部の職員、教員及び会計年度任用職員等を除く職員をいう。
会計年度任用職員等とは、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員をいう。
- *2 「特に所長が認める講座」については、職員人材開発センターに事前に問い合わせること。
- *3 入学料、研究指導料及び入学検定料を除く。
- *4 助成は申請順に受け付けることとし、予算の都合により減額、あるいは支給しない場合もある。
また、支給限度額は、申請した年度ではなく、職員人材開発センターが助成金支給の決定を通知した年度で判断する。
- *5 同一の検定(級)に対する助成は年1回限りとする。
- *6 計画書に記載した活動開始後1年以内に支給要件を満たすこと。

(参考)【県職員のみ】(一財)鳥取県職員互助会制度

鳥取県職員互助会では、互助会会員が次の活動を行った場合、年間4,500円を上限に助成を行っています。詳細については、「地共済/互助会データベース」を御覧ください。

『若年者等生活応援事業』

鳥取県職員互助会の事業で、30歳以下及び35歳から5歳きざみの該当年齢(当該年度末時点)の会員が以下のいずれかの活動を行った場合、年間4,500円を上限に助成されます。

- ア 文化・スポーツ施設利用
- イ 旅行
- ウ 各種講座受講(職員人材開発センターとの重複を除く。)
- エ 婚活イベント参加

(担当)一般財団法人鳥取県職員互助会

〒680-8570

鳥取市東町1-220 鳥取県庁本庁舎1階(地方職員共済組合鳥取県支部内)

電話:0857-26-7084 ファクシミリ:0857-26-8174

電子メール:kenshokingojyokai@pref.tottori.lg.jp